

児童生徒用パソコンの効果的な授業活用研修業務 仕様書

1 業務名

児童生徒用パソコンの効果的な授業活用研修業務

2 業務目的

各小学校・中学校・支援学校にG I G Aスクール構想により各校へ整備された児童生徒用パソコンを効果的に活用するため、業務内容に記載された研修業務について、効果的な研修を実施すること。

3 対象

堺市立小・中・支援学校教員

4 履行場所

堺市教育センターほか

5 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日

6 業務人員等

業務内容により必要な人員を配置すること。

7 業務内容

別紙業務内容 参照

8 一般的事項

(1) 業務責任者

- ①業務責任者は、契約締結後2週間以内に実施計画書を本市へ提出し承認を受けること。
- ②実施計画書には、実施体制及びスケジュールを記載すること。
- ③業務責任者は、仕様書に沿って業務が履行できるよう現場の指揮監督等業務全般の責任を負う。

(2) 講師の教育等

- ①受注者は、講師に堺市のG I G Aスクール構想の進め方についての実施方針を把握させ、仕様書別紙業務内容に必要な各種研修能力・各ソフトウェアの機能と操作方法を教員に理解させるスキルを習得させ、良好な業務が行えるよう教育しておかなければならない。
- ②業務の実施にあたっては、契約終了後も業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
 - ・本市が使用している各種システムの仕組みや構成
 - ・研修中にあった個別質問内容
- ③受注者及び当該業務に従事する者又は従事した者は、個人情報の保護に関する法律及び委託契約書別記「個人情報取扱特記事項」に基づき、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。
- ④個人情報については、研修時に受注者に提供するが、複製したり、持ち帰らないこと。必ず、研修終了後に返却すること。
- ⑤受注者は、講師に業務中の言動等受講者に不快感を与えないよう教育しておかなければならない。
- ⑥受注者は、講師に名札をつけさせ、また、研修にふさわしい服を着用させなければならない。
- ⑦受注者は、講師が会場を使用する場合は、使用上の注意を守らせなければならない。

⑧受注者は、業務に係る電子メールの使用において本市が認めた者以外への送信及び「BCC」及び「CC」の使用は厳禁する旨を周知徹底すること。

(3) 業務にかかる経費

①本仕様に関する全ての費用は受注者の負担とする。

②研修で使用する機器等については、原則受注者の負担とする。

ただし、以下の費用については堺市が負担し、提供するものとする。

- ・集合研修の会場費用
- ・集合研修にて使用する研修者用のパソコン

(4) 業務の改善

本市から業務改善を指摘された場合は、必要な措置を取りその改善対策の報告をしなければならない。また、その経過及び改善対策方法の報告書を作成し、指定された期日までに提出しなければならない。

(5) 業務の延期

令和5年度研修計画（教育センター発行）の非常災害時及び交通機関の運用に支障が予想される場合（地震発生時・台風の接近が予測される場合）における研修中止の時は、研修を延期するものとし、代替日は本市・学校及び受注者双方が協議して定めるものとする。

■地震発生時

震度5弱以上 → すべての研修は中止

震度4強以下であっても、学校園や地域の実情に即し中止する場合もある

■台風が接近「暴風警報」発令、もしくは、「大雨警報」が発令され、かつ、JR

阪和線及び南海高野線及び南海本線の3線が全て運休している場合

午前 7時現在発令 → 午前及び全日の研修中止

午前 11時現在発令 → 午後からの研修中止

新型コロナウイルスの感染拡大等による緊急事態の場合は、Webによるオンライン開催について、本市及び受注者双方が協議して定めるものとする。

なお、オンライン開催に係る費用については、堺市環境を利用しない場合は受注者の負担とする。

(6) 成果物

研修毎に利用する資料、研修の撮影動画、報告書を電子データで提出しなければならない。

9 その他

新型コロナウイルスの感染拡大等による防止措置の詳細については、本市及び受注者双方が協議して定めるものとする。

この仕様書に定めのない事項については、そのつど堺市及び受注者双方が協議して定めるものとする。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。